

COP9で決定した CDM 植林に関する実施ルール

(別紙)

平成 15 年 12 月 15 日

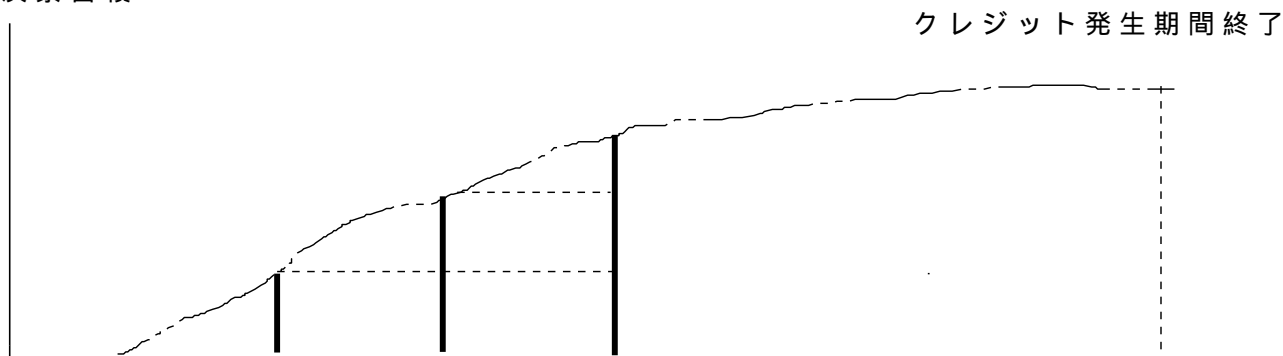
林野庁 海外林業協力室

事項	COP9で決定した内容
定義 森林	先進国の国内森林に関する定義と同じとされた。 森林とは、次の3つの最低値をすべて超えるものとされた。最低面積 0.05-1.0 ha、最低樹冠率 10-30%、成木の最低樹高 2-5 m。 各国は閾値の中から適当な値を選択可能。(例えば、あるホスト国は、最低面積 0.08 ha、最低樹冠率 20 %、最低樹高 4 m などと選択。)
新規植林 afforestation	先進国の国内森林に関する定義と同じとされた。 新規植林とは、50年間森林でない土地を森林に転換する行為。
再植林 reforestation	先進国の国内森林に関する定義と同じとされた。 再植林とは基準年以來森林でない土地を森林に転換する行為。基準年は、先進国の国内の森林整備の場合と同じ1989年末とされた。
プロジェクト境界	新規植林、再植林を行う地理的境界。ただし、プロジェクト活動としては、分散した土地を含むことが可能。
ベースライン純吸収量	ベースライン純吸収量 Baseline net greenhouse gas removals by sinks = プロジェクトがないと仮定した場合の炭素蓄積の変化
現実純吸収量	現実純吸収量 Actual net greenhouse gas removals by sinks = プロジェクトに起因する炭素蓄積の変化 - プロジェクトに起因して増加した排出量
リーケッジ	CDM プロジェクトの境界外の、プロジェクトに起因する排出の増加。
純人為的吸収量	純人為的吸収量 Net anthropogenic greenhouse gas removals by sinks = 現実純吸収量 - ベースライン純吸収量 - リークエッジ
方法論等 CDM 参加資格	排出源 CDM の参加資格と同じとされた。ただし、それに加えて、ホスト国は、森林を定義するための3つの最低値を、条約事務局に報告することも、参加資格とされた。
クレジットの検証・認証の時点	クレジットの検証・認証については、第1回目は、事業参加者が時点を選択可能。第2回目以降は、5年ごとに行うこととされた。 クレジットの検証・認証は、炭素蓄積のピーク時点を狙って行うことのないようにすることとされた。
非永続性 に対処したクレジット	短期の期限付きのクレジット (Temporary CER, tCER) と長期の期限付きクレジット (Long-term CER, lCER) のうちから、いずれかを選択できることとされた。また、一度選択したクレジットの種類は、クレジット発生期間中 (更新したクレジット発生期間中を含む)、変更不可とされた。
	<p>1. 短期の期限付きのクレジット (Temporary CER, tCER) の性質</p> <p>(1) 約束達成に使用できる時期 クレジットを発行した約束期間中において、約束達成に使用できる。次期約束期間への繰越は不可。</p> <p>(2) クレジットの有効期限 クレジットを発行した約束期間の、次の約束期間末まで。</p>

	<p>(3)クレジットの再発行 プロジェクト開始時からの炭素蓄積の変化量に応じて、クレジット全量を再発行する(図1参照)。(炭素蓄積が増加していれば、クレジット量は初回発行量よりも増加し、炭素蓄積が減少していれば、クレジット量は初回発行量よりも減少するとされる。)</p> <p>(4)クレジットの補填 失効したクレジットは、他のクレジットを用いて補填する必要あり。</p>
	<p>2. 長期の期限付きクレジット(Long-term CER, ICER)の性質</p> <p>(1)約束達成に使用できる時期 クレジットを発行した約束期間中において、約束達成に使用できる。次期約束期間への繰越は不可。</p> <p>(2)クレジットの有効期限 クレジット発生期間(更新したクレジット発生期間を含む)末まで。</p> <p>(3)クレジットの再発行 初回のクレジット認証時に発行したクレジット量は、その後も同量のまま継続する。 2回目以降のクレジットの認証時に、炭素蓄積が前回認証時よりも増加していれば、前回認証時からの増加分に対してのみ、第2回目認証分のクレジットを発行する(図2参照)。 2回目以降のクレジットの認証時に、炭素蓄積が前回認証時よりも減少していれば、他のクレジットでその減少分を補填する。</p> <p>(4)クレジットの補填 失効したクレジット及び炭素蓄積減少分については、他のクレジットを用いて補填する必要あり。</p>
クレジット発生期間	<p>次のいずれかを選択できることとされた。</p> <p>(a)最大20年、2回更新可能。</p> <p>(b)最大30年、更新なし。</p> <p>なお、クレジット発生期間の始点は、プロジェクト開始時とする。</p>
社会経済的・環境的影響の分析・評価	<p>プロジェクト設計書記載事項の一部として、事業者が、社会経済的・環境的影響を分析(analysis)するための、項目が示された。社会経済的・環境的影響が重大であると事業者又はホスト国が判断するときには、社会経済的・環境的影響の評価(assessment)を行うこととされ、同評価(assessment)については、ホスト国の基準・手続きに基づいて行うこととされた。</p>
追加性	<p>排出源 CDM の表現と同様の表現で規定された。</p>
ベースライン方法論	<p>次のいずれかを選択できることとされた。</p> <p>プロジェクト境界内の、</p> <p>(a)既存の実質的あるいは過去の、炭素蓄積の変化。</p> <p>(b)投資に対するバリアを考慮して、経済的に魅力的な活動を反映した、炭素蓄積の変化。</p> <p>(c)プロジェクト開始時の最も起こりそうな土地利用を反映した、炭素蓄積の変化。</p>
小規模吸収源 CDM	<p>小規模排出源 CDM の基準のひとつ(15 kiloton-CO₂/年未満の排出削減量の場合は小規模)を参考に、8 kiloton-CO₂/年未満の吸収量が基準とされ、この基準未満で、かつ、ホスト国が指定した低所得者層によって開発されたものが、小規模吸収源 CDM であるとされた。</p> <p>小規模吸収源 CDM の方法論・手続き等については、今後開発。</p>

図 1 [炭素排出がない場合の tCER のクレジット再発行の例]

炭素蓄積



2004年 2009年 2014年 2019年 2034年

第1約束期間(2008年～2012年);(注)第2約束期間(2013年～2017年);

第3約束期間(2018年～2022年);第4約束期間(2023年～2027年)と仮定。

(注)第2約束期間以降の約束期間の長さについては、未定であるが、ここでは、イメージづくりのために、仮に5年間であるものと仮定した。

クレジット発生期間(更新されたものを含む)の終了時が、2034年である場合、

2009年(第1約束期間中)に発行した実線部分のtCERは、2017年(第2約束期間末)まで有効(8年間有効)。

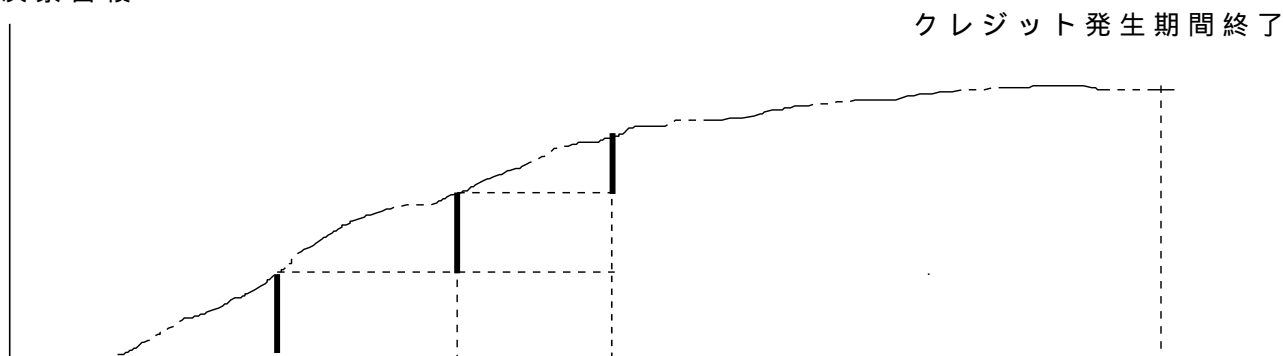
2014年(第2約束期間中)に発行した実線部分のtCERは、2022年(第3約束期間末)まで有効(8年間有効)。

2019年(第3約束期間中)に発行した実線部分のtCERは、2027年(第4約束期間末)まで有効(8年間有効)。

図 2 [炭素排出がない場合の ICER クレジットの再発行の例]

クレジット発生期間が30年の場合

炭素蓄積



2004年 2009年 2014年 2019年 2034年

クレジット発生期間(更新されたものを含む)の終了時が、2034年である場合、

2009年に発行した実線部分のICERは、2034年(クレジット発生期間末)まで有効(25年間有効)。

2014年に発行した実線部分のICERは、2034年(クレジット発生期間末)まで有効(20年間有効)。

2019年に発行した実線部分のICERは、2034年(クレジット発生期間末)まで有効(15年間有効)。

[用語解説]

- (a) CDM 植林：CDM の対象となる新規植林・再植林を「CDM 植林」と呼んだ。
- (b) 非永続性：CDM 植林の結果として一度吸収固定された炭素が、伐採、山火事等により、排出され、吸収し固定したという効果が持続しないこと。
- (c) クレジット発生期間：クレジットが新たに発生し続けることが可能な期間。
- (d) ベースライン：CDM 事業がないと仮定した場合の、温室効果ガスの吸収量/排出量。
- (e) 追加性：CDM 事業の成立条件である、経常の事業 (business as usual) でないこと。